## 処分基準整理票

たが出土正江が							
処分の内容		応急措置業務への従事命令					
根拠法令及び条項		災害対策基本法第65条第1項					
	■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)						
処分基準	公表	■ する □ しない(公表した	ない場合の根拠:第	57条第4項第	号に	該当)	
	【内容】	内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)					
	生し ると	五条 市町村長は、当該市町 しようとしている場合におい と認めるときは、当該市町村 見場にある者を当該応急措置	て、応急措置を実施の区域内の住民又によってでは、これでは でんしょう でんしょ しんしゅう しゅうしゅ しんしゅう しんしゅう しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	施するため緊急 は当該応急措置	の必要 を実施	見があ	
処 分 基 準 設定年月日		令和6年2月15日	処 分 基 準 最終変更年月日	年	月	日	
所管部署		総合政策部 危機管理課					
備考							

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定め を処分基準の内容欄に記載すること。